

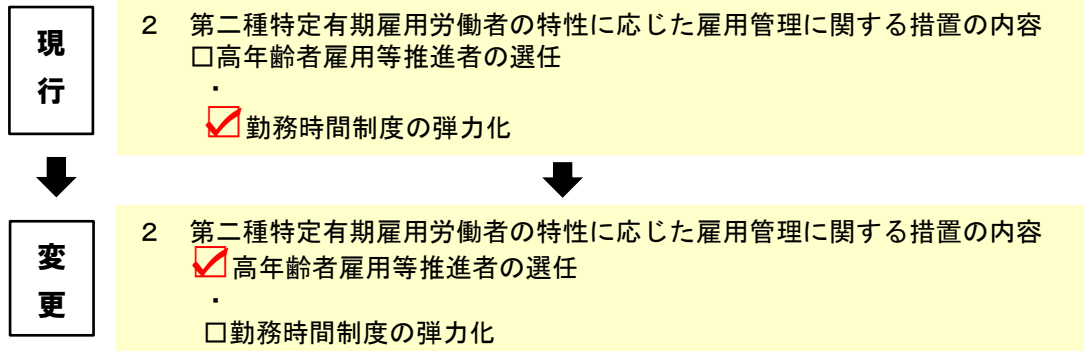
第二種計画認定を受けた方へ

重要!

次の①②のように、認定された計画に変更が生じた場合には、計画の変更申請が必要です。

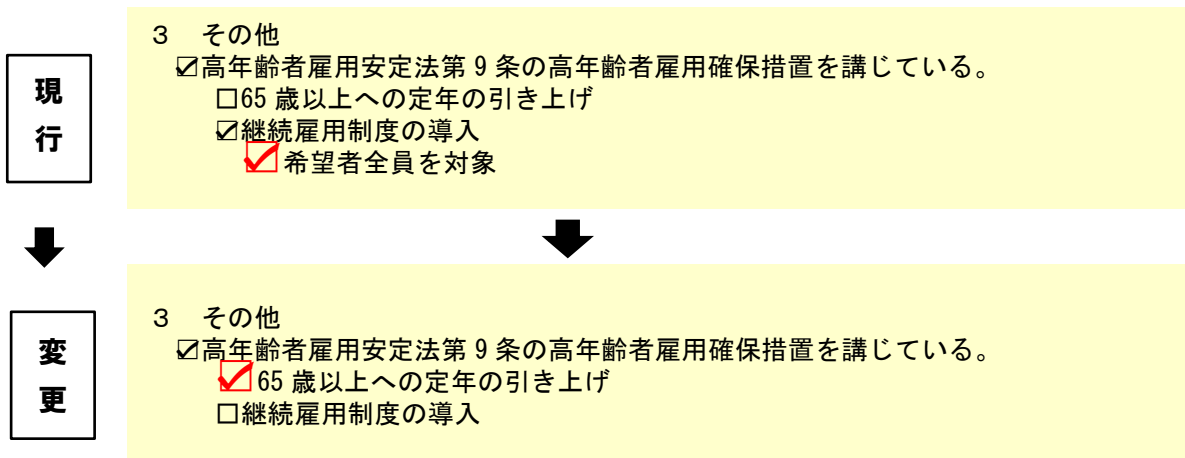
① 申請書において雇用管理に関する措置の☑の箇所を変更した場合

(例：勤務時間制度の弾力化の措置で認定を受けていたが、高年齢者雇用等推進者の選任の措置をとることとした。)

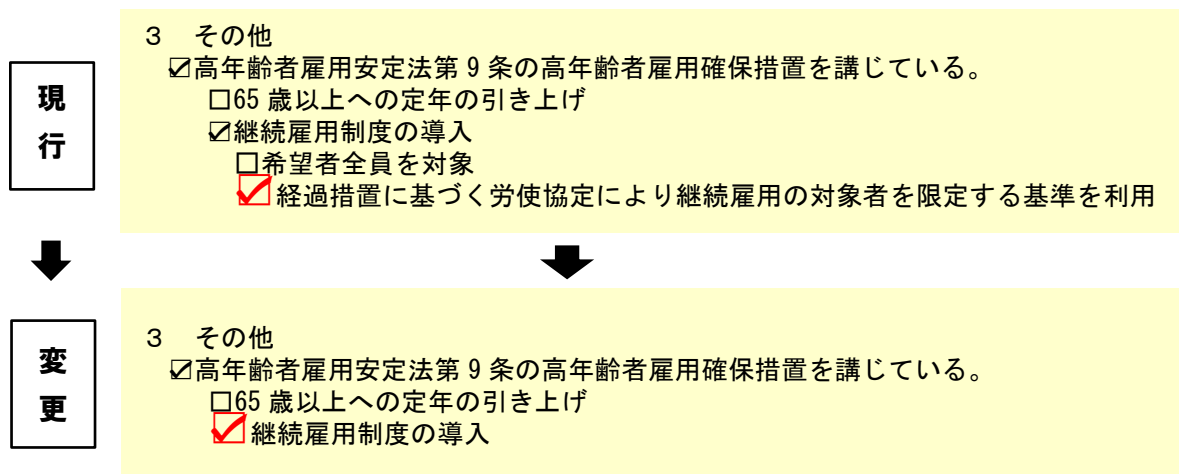


② 申請書において高年齢者雇用確保措置の☑の箇所を変更した場合

例：①60歳定年で65歳まで希望者全員を再雇用していたが、定年を65歳に引き上げた。



例：②令和7年4月1日以降経過措置終了に伴い、継続雇用制度の対象を希望者全員とした。



※但し、法人名・法人所在地等に変更(変更申請不要)が生じた場合、企業再編等が生じた場合(変更申請必要)はご連絡ください。

〈お問い合わせ〉
愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
有期特措法担当(TEL:052-857-0312)まで